



山形県公報

令和3年9月10日(金)
第237号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……911
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……912
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集……………(教育委員会) ……913

告 示

山形県告示第723号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和3年9月17日山形市に招集する。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第724号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ナウエルサポート	ナウエルサポートヘルパーステーション 長井 長井市泉2112番	訪問介護	令和3.9.1

山形県告示第725号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
 - (1) 名称 最上川第八漁業協同組合
 - (2) 住所 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢49番地4
- 2 漁業権の免許番号

内共第16号

3 変更の内容

第5条の表中

酒田市竹田地内藤里橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの藤里川	を
酒田市石名坂地内大石橋の上流150メートルに設置された落差溝から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの相沢川	

酒田市石名坂地内大石橋の上流150メートルに設置された落差溝から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの相沢川	に改める。
--	-------

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和3年9月10日

山形県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鹿 野 内 正 行	東根市大字泉郷甲2687番地

山形県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 原 茂 春	東根市大字泉郷169番地

山形県告示第728号

次の開発行為は、完了した。

令和3年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和3年6月11日 指令村総建第165号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字若木字若木9670番9、9670番10、9670番579

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ

東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社

公 告

令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和3年9月10日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

学 校 名	入学定員	特 記
山形県立東桜学館中学校	99	男女別の内訳は同数程度

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項

1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

① 令和4年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者

② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

① 県外の小学校等を令和4年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者

② 県外の小学校等を令和4年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和4年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者

④ 最終学校が外国の現地校であり、平成21年4月2日から平成22年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

①県外等からの志願許可書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和3年11月29日（月）から同年12月3日（金）午後3時までに山形県立東桜学館中学校長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、山形県立東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

(1) 適性検査、作文、面接は、令和4年1月8日（土）に山形県立東桜学館中学校・高等学校で行う。

(2) 選抜結果通知書は、令和4年1月14日（金）に発送する。

5 その他

細部については、令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

令和3年9月10日印刷 発行所 山形県庁
令和3年9月10日発行 発行人 山形県